

避難所運営マニュアル

災害時の避難所運営の手引き



那賀町（ ）地区

この避難所運営マニュアルは大規模災害が発生した際に地域の自主防災会が役場に頼らず自分たちの力で避難所を運営するための参考資料です。
大規模災害発生時には混乱が発生し、避難所運営がスムーズに行えないことが多いため、平常時から避難所の運営について相談を行ってください。

目次

避難所運営について

- 1 災害発生までの取り組み
- 2 災害発生当日の運営
- 3 災害発生から3日間
- 4 災害発生から3週間
- 5 様式

防災課

電話番号

0884-62-1183

FAX

0884-62-1172

メールアドレス

chiiki@naka.i-tokushima.jp

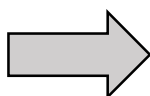
衛星携帯電話

080-1991-6283

町内電話

62-1183

避難者 受付フォーム



令和6年9月18日 作成

1 災害発生までの取り組み

避難所運営の基本方針

- 1 避難所は地域住民による自主運営が基本となります。
- 2 役場は町全体の救助、避難呼びかけ等、町全体の事の対応に追われ、各避難所まで対応できないと思われれます。
- 3 平時から避難所で必要な物を確保、もしくは町に要望し、整備しておく必要があります。
- 4 町は自主防災会からの要望を受け、物資の充実に努めます。

避難所とは？

- 1 町が指定した「指定避難所」と「自主受入れ避難所」があります。
- 2 「自主受入れ避難所」とは町の指定はないが、地域で自発的に開設される避難所のこと
- 3 自宅が被災した住民を収容し、一定期間、避難生活を送るための施設です。

日頃の訓練

- 1 自主防災会は年に1回は訓練を行ってください。
- 2 避難所、避難場所の確認はもちろんのこと、災害時は消防団だけでは対応できない救助、消火活動を手伝ってもらう可能性があります。
- 3 数年に一度は、消火栓からの消火活動、AED操作訓練、担架搬送訓練を行ってください。
- 4 消防署、消防団、防災課にご相談いただければいろんな訓練をご提案いたします。

自主防災会の訓練で怪我などした場合は保険をかけています。
防災課までご連絡ください。



2 災害発生当日の避難所運営

災害発生 (地震)

- 1 **とにかく自分の身を守ることを優先してください。**
- 2 その後落ち着いた段階で周辺の見回りや危険箇所の確認、自宅の確認、近所の人への声かけを行いながら避難場所、避難所へ避難してください。
- 3 避難の際に火災や倒壊家屋、救助が必要な人がいた場合は、無理せず、消防団や消防署に連絡し、二次被害にあわないようにしてください。

(水害・土砂災害)

- 1 **とにかく自分の身を守ることを優先してください。**
- 2 台風や大雨の場合、早めの避難を心がけ、役場や気象台からの情報に注意してください。
- 3 また、ゲリラ豪雨などの場合、急激な河川水位の上昇、道路の冠水等が発生し、避難することが危険な場合があります。その場合建物の中での垂直避難等を行い、危険を回避してください。



『3・3・3の原則』による対応確認

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安を「3・3・3の原則」とし、次のようにされています。

～3分	30分	3時間	3日間	3週間から
身の安全を確保	救助体制の確保、避難場所への集合、安否確認、救出・救護	自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出	全ての人の安否確認と安全な避難を行うことが理想。避難所運営委員会の立ち上げやルールの設定。	(地震の場合)避難生活の安定へ(避難所の統廃合検討)

避難所の設置 (地震)

- 1 避難場所、避難所では余震に注意し身を守る行動をとってください。
- 2 窓やガラスの近くは注意してください。
- 3 怪我をしている場合は応急処置を行ってください。
- 4 建物被災状況チェックシートを使って施設の安全確認を行ってください。《様式5の作成》
- 5 自主防災会の役員を中心に避難者の名簿作成を行ってください。《様式1の作成》
- 6 地区内の人で、行方の不明な人がいる場合は、不明者名簿の作成をしてください。《様式2の作成》
- 7 自主防災会の役員を中心に避難所運営委員を決めてください。《次頁を参考に各役割を決めてください。様式3の作成》
- 8 避難所運営委員は避難所の状況を役場に連絡してください。《様式4の作成》
- 9 避難者は避難所運営委員の指示に従い、スムーズな避難所運営が出来るよう協力してください。
- 10 消防団員から救助、消火活動の要請があった場合は、できるだけ協力してください。
- 11 携帯電話は通信を制限されていることがありますが、メールは対応可能です。

いずれも状況が落ち着いた段階で結構です。
避難所が危険な場合は近くの避難所へ移動してください。
移動する際は張り紙等をしていただくと助かります。

(水害・土砂災害)

- 1 避難所を2種類に分けます。
1つは1次避難所



- 2 以上については役場職員を配置し受け付け等対応いたします。但し1名程度なので自主防災会の手助けが必要です。ご協力をお願いします。
- 3 2つめは自主受け入れ避難所とし、職員の配置はありません。避難された場合は役場までご連絡ください。《必要な物資の対応をします》
- 4 極力、上記の1次避難所への避難をお願いします。

3 災害発生から3日間

運営委員会の設置 (地震)

自主防災会を中心として避難所運営委員会を設置してください。
運営委員会には出来る限り女性の参加をお願いします。
避難所運営委員会は別紙様式3を参考に設置してください。
会議は1日1回は行い、現状把握や不足な物、危険箇所の把握をし、役場に連絡してください。



避難所のルール決め (地震)

トイレ、ペット、要援護者対応などその避難所ごとのルールを決め、運営がスムーズにいくようにしてください。
町外の人が避難所にいる場合は出来る限り役場付近の避難所に移動してもらうよう促してください(トラブル防止のため)

4 災害発生から3週間

長期化によるトラブル

避難所生活が長引くとストレスや疲労からトラブルが発生しやすくなります。
自分勝手な行動を起こさないようルールの再確認等が必要となります。

運営体制の見直し、統廃合

安定期以降は自宅へ帰ったり、親戚宅への避難などがあり、避難者も減ってきます。
役場と連絡を取り、避難所の統廃合の検討や閉鎖を行います。

() 地区自主防災会

NO.

番号	氏名(代表者)	家族氏名	家族氏名	家族氏名	家族氏名	家族氏名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

() 地区自主防災会 () 避難所 NO.

番号	不明者氏名	通報者	情報等	家族情報	備考
1		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
2		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
3		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
4		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
5		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
6		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
7		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
8		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
9		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	
10		家族・近隣の人 その他()	逃遅れ・避難時確認 町外()	避難所に避難・家族も不明 その他()	

避難所運営委員会 名簿

(代表者氏名)

(メンバー等)

会長		避難所運営の指揮、運営	自主防災会の会長 (会長いないときはその次の方)
副会長		会長を補佐し情報を収集。 不審者対策。 代表者が避難所にいない際は代表者となる。運営委員会の運営	女性を1人は入れること
総務班		運営委員会の事務 役場との連絡調整 安否確認等問い合わせ対応 など	複数名
施設管理班		施設の安全点検と危険箇所への対応 避難者名簿の作成、管理 避難所の防犯対策、環境整備 など	複数名
食料・物資班		備蓄物資等の配布 食料・物資の調達、受入れ、管理、配布 炊き出しの対応 など	複数名
保険・衛生班		救護・健康管理活動 救護所や医療機関との連携 生活用水の確保トイレ・ゴミ対応 など	複数名

避難所運営委員会 役割

会長	避難所運営の指揮、運営	1名
副会長	会長を補佐し情報を収集。 不審者対策。 代表者が避難所にいない際は代表者に 運営委員会の運営	2名～3名
総務班	運営委員会の事務 役場との連絡調整 安否確認等問い合わせ対応 など	代表1名＋ 複数名
施設管理班	施設の安全点検と危険箇所への対応 避難者名簿の作成、管理 避難所の防犯対策、環境整備 など	代表1名＋ 複数名
食料物資班	備蓄物資等の配布 食料・物資の調達、受入れ、管理、配布 炊き出しの対応 など	代表1名＋ 複数名
保険・衛生班	救護・健康管理活動 救護所・医療機関との連携 生活用水の確保やトイレ・ゴミに関する対応 など	代表1名＋ 複数名

資料編 様式3にて名簿作成願います。
記入後役場までご提出ください。

避難所状況

1	水	使用可能 ・ 使用不可
2	電気	使用可能 ・ 使用不可
3	トイレ	使用可能 ・ 使用不可
4	避難者数 ()時現在	総計 ()人 上記のうち 障がい者 ()人 妊 婦 ()人 乳幼児 ()人 外国人 ()人 旅行者 ()人
5	その他	必要な物資 補修が必要な箇所

建物被災状況チェックシート

(手 順)

1. 避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合には、避難者が2人以上で、危険箇所に注意しながら、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～7(外部の状況)までで、B又はCが一つでもある場合は、建物内に入ることはせず、質問8以降の内部の状況については、点検する必要はありません。
3. 危険と認められる場所については、張り紙をするなどして、立ち入り禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名 _____

点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

次の質問の該当するところに○を付けてください。

質問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化、地盤沈下などが生じましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物の基礎が壊れましたか？	A いいえ B 壊れたところがある C ひどく壊れた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜したような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外壁材が落下しましたか？ 又は外壁材に亀裂が生じましたか？	A いいえ B 落下している又は大きな亀裂がある C 落下している
6 屋根がわらが落下しましたか？	A いいえ B ずれた C 落下した
7 窓ガラスが割れましたか？	A いいえ B 数枚割れた、たくさん割れた (Cの回答はありません)

8 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いた、下がった C 大きく傾いた、下がった
9 柱が折れましたか？	A いいえ B 割れを生じたものがある C 完全に折れたものがある
10 内部の壁が壊れましたか？	A いいえ B 大きなひび割れや目透きが生じた C 壁土やボードが落下した
11 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
12 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
13 その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が倒れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	
.....	
.....	
.....	

(判断基準)

1. 質問1～12を集計します。

A	B	C

2. 必要な対応をとります。

◎ Cの答えが1つでもある場合は、『危険』です。

施設内には立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ Bの答えが1つでもある場合は、『要注意』です。

施設内には立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎ Aのみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により、被害が進んだと思われる場合は、再度、チェックシートで被災状況を点検してください。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定士による判定を受けてください。